

民放持ち株会社、系列局への出資緩和 総務省が中間案

2022/3/14 20:13 | 日本経済新聞 電子版



総務省の有識者会議は14日、放送業界の規制緩和についての中間整理案を示した。民放キー局を抱える放送持ち株会社が傘下に収めることができる系列局数の上限を撤廃するほか、地方テレビ局の番組を複数の県にまたがって放送できるよう制度の見直しを検討する。夏ごろに具体策を取りまとめる。

放送法は特定企業が複数の放送局を支配して多様性や地域の独自性を損なわないように、放送事業者に対して出資上限や放送可能地域の分けとといったルールを定めている。

他方、足元ではスマートフォンの普及で動画配信が台頭し、米ネットフリックスをはじめとした放送法の網にかからない新興勢が勢いを増しており、放送事業者の競争上のバランスをどう保つか課題になっていた。

総務省は民放からの要望を踏まえ、系列局への出資規制緩和を検討する。具体的には、キー局などを傘下にもつ放送持ち株会社が議決権ベースで3分の1超出資できる系列局数の上限を撤

廃する。現在は「12地域」までとしている。ルール上は全ての系列局を傘下に収められるようになるなど、グループ経営の幅が広がる。

認定放送持ち株会社以外の事業者についても規制緩和を進める方針だ。

中間整理案で示した主な検討事項

設備更新のコスト負担減へ局や系列を超えた放送インフラの共用モデルを選択肢に

地方の小規模中継局の機能を光ファイバーなどの技術で代替

認定放送持ち株会社が傘下におさめることができる系列局数「12地域」の上限を撤廃

認定放送持ち株会社以外の事業者についても出資規制を緩和する特例創設

一定の制限のもとで複数の放送対象地域で同一の番組放送を可能に

同一番組を可能にした場合は地域の独自性を担保する仕組みをセットで導入

一定の上限を設けたうえで他の放送事業者を支配できるような特例ルールを新設すべきとの考えを示した。他の地域の放送事業者に出資できる割合は議決権ベースで3分の1までに制限されているが「四国4県」のような特定の隣接地域では例外的に上限を超えて出資できる制度がある。こうした特例制度を非隣接地域に拡大する案などがある。

そのほか、「県単位」を原則としていた従来の地域制度の枠組みは維持しつつ、複数の地域で同一番組の放送ができるよう新たな制度の導入も検討する。人口や広告収入の減少で、地方テレ

ビ局は将来、経営の厳しさが増すとみられる。こうした局を念頭に、放送設備の維持や更新にかかる固定費を複数局で共用できるようにしてコスト削減につなげる狙いがある。

地方テレビ局からは、一連の規制緩和が進んだ場合に個別の地域情報の発信が失われる懸念や反発が予想される。総務省は地域番組の独自性を担保するため、定期的にモニタリングできる仕組みもあわせて導入する方針だ。地域情報の発信にかかわる計画や取り組み状況について放送局が自主的に公表することなどを例に挙げた。

4月以降は系列外も含めた地方での放送インフラ設備の共用やネット同時配信の制度設計についても議論し、夏めどに全体の方向性をまとめる。出資規制の緩和、放送地域の見直し、設備共用などが実現すれば、地方テレビ局が将来経営難に陥った場合の再編圧力にもなりうる。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.